

# 児童生徒に対する「わいせつ行為」根絶のための校内ルール

ひたちなか市立美乃浜学園  
校長 中原 悟

## 1 趣旨

わいせつ行為は、被害者の人権を踏みにじり、子どもたちや保護者をはじめ、市民の皆様の学校教育に寄せる信頼を著しく失墜させる悪質な行為であり、絶対に許されるものではありません。

本校では、今後とも徹底した安全安心な学校づくりを目指して、子どもたちの人権を踏みにじる不適切な行為は、いかなる事由でもその軽重を問わず絶対に起こさないとの固い決意をもち、教職員一人ひとりが「他人ごと」とせず、「自分ごと」と捉えるよう校内ルールを策定し、その徹底を図ります。

## 2 わいせつ行為根絶のための具体的な取組

- (1) 児童生徒と教室や準備室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じたりする。
- (2) 教室、準備室、その他諸室の管理等を適正に行う。
  - ①室のすべてのドアは常に開放できる状態にする。室管理者は、ロッカーや本棚等でドアが封鎖されていないか、また、ドア付近に物が置かれていないか、随時、点検をする。
  - ②ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
  - ③室を1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や職員室での保管とする。
- (3) 児童生徒への連絡は保護者を通して行い、メールやSNS等による私的なやり取りは行わない。
- (4) 校内での携帯電話の使用は、公務上必要性のあるときや緊急性のあるときのみとし、児童生徒のいる教室等では使用しない。また、教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童生徒の撮影や録画をしない。
- (5) 教育目的外で児童生徒に性に関する話題をしたり、質問したりすることはしない。
- (6) 児童生徒の身体に不必要に触れない。
- (7) 児童生徒を自家用車に乗せない。
- (8) 他の教職員が、わいせつ行為が疑われるときはもとより、特定の児童生徒に対して指導や接触を不自然に繰り返していると感じたときは、躊躇することなく校長等に報告する。

## 3 校内研修の充実

- (1) 研修では、ロールプレイングやワークショップを取り入れ、役割演技や他の職員との対話を通して自分自身を素直に出し合い、自己認識や他者理解をする力を高める。
- (2) 専門家を招聘し、自分が陥りやすい危険性を理解し、防止に向け自ら行動するための研修を実施する。

## 4 相談窓口

- ・子どもホットライン TEL 029-221-8181
- ・思春期の子どもの相談窓口 TEL 0296-71-3870 mail 7830@center.lbk.ed.jp
- ・いじめ・体罰解消サポートセンター TEL 029-221-5550
- ・いばらき子ども SNS 相談 <https://pref-ibaraki.coco-chaport.jp>

